

第 30 回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日 時：令和 3 年 7 月 2 日(金)

10 時 00 分 ～ 時 分

場 所：全 員 協 議 会 室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

議 題

1 多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について

2 行政視察報告の実施について

3 政策サポーター制度について

4 予算決算委員会のあり方について

*6 月 11 日の議会運営委員会を受けて

5 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

1. 多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について

住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である議会において、多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備は急務である。

については、下記4項目について、次期改選後の委員会において具体的に調査・検討してもらうことを申し送る。

1. 住民参加の機会の拡充による議会への理解度向上

住民にとって議会や議員がどのような活動を行っているのかが分かりにくいから、議会に対する理解や信頼が得られていないという面があることから、議会が住民からの要望や提言その他の意見を広く聴取し、多様な民意を市政へ反映する役割があることを理解してもらうための工夫とその機会を積極的につくることが重要である。このための手段として、はまだ市民一日議会やモニター制度・サポーター制度等、様々な住民参加の機会を工夫し検討されたい。

また、議会でどのような議論がなされているかを理解してもらい、議会をより身近な存在と感じてもらうためにも、様々な立場にある世代の住民が積極的に傍聴できる環境づくりが必要であることから、傍聴席のバリアフリー化や親子傍聴席、キッズスペースや授乳室等、住民目線で傍聴機会の拡充に努め、環境整備を検討されたい。

2. 議員に立候補しやすい環境整備の充実

議員に立候補した者が、企業等において休暇等を取得する場合に、解雇や配置転換等の不利益な取り扱いを受けないよう、また、落選した場合にも職場復帰できるような休暇・休職・復職制度の充実についての調査・研究及び日中に仕事を持つ世代や子育て中の世代が仕事や育児と両立しながら議員活動ができるよう、夜間・休日会議等の開催について検討されたい。

また、当市議会においては、令和3年3月に出産・育児・介護等による会議欠席事由を会議規則等において規定したところであるが、今後も若い人をはじめ、多様な人材が市議会へ参加できるよう、会議や視察における子を持つ議員の乳幼児の同伴や障がいのある議員の介助者・介護犬の同伴、会議室のバリアフリー化等、様々な人々の視点に立って、必要と思われる法令整備や環境整備の充実について検討されたい。

3. 議会による主権者教育やシティズンシップ教育の推進

幼児・小学生・中学生・高校生の時から主権者教育をはじめ、ふるさと郷育や地域体験等、様々な機会を通じて、一人ひとりが浜田市にとって大切な存在であり、将来、地域のために何が必要で、何が自分にできるかの気づきを持ってもらったり、まちづくりや政治、議会や議員の役割について関心を持ってもらったりすることが重要である。

このため、小中高校生や大学生等を対象とした模擬会議の開催や高校生による政策甲子園、教育現場に議員が直接出向いて講義する議会出前講座等の開催を検討されたい。

4. 議会におけるICTの活用と推進

当市議会では平成30年からタブレット端末を全議員に貸与し、ペーパーレス会議システムを導入しており、資料のペーパーレス化はもちろんのこと、議員の情報収集機能の強化につながっている。タブレット端末の活用は、ライフスタイルが多様化する中、場所や時間に制約されることなく会議資料等の閲覧や検索ができたり、ウェブ会議やウェブ研修への参加を可能にしたりすることからも、今後さらなる活用が期待される。また、広報広聴機能の充実として、これまでも会議等の動画配信、会議資料や審議結果の公開等市議会ホームページ等を通じて積極的に議会の見える化を図っており、今後はSNSの活用等、議会広報広聴委員会での調査研究を踏まえ、議会情報を分かり易く市民に公開することにより、議会への市民参加と関心の向上を図り、ICTを積極的に活用した次代の議会運営等について調査研究し、さらに推進されたい。

*主権者教育とは・・・

国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え判断し、行動していく主権者を育成する教育のこと

*シティズンシップ教育とは・・・

市民として必要な要素を備え、市民としての役割を果たせるようになることを目指す教育のこと

*ICTとは・・・情報通信技術のこと

市議を目指しやすい環境整備検討会

提言書

— まちの未来は、自分で決める —



【若者】

高校を卒業し、地元企業で働く 30 歳の青年



【女性】

小学生の息子と保育園の娘を育てる主婦



【議員】

市議会議員。
議会改革に熱心。

【はじめに】



議員の「なり手」不足って聞いたことあるかな。



なるほど。やっぱりベテラン議員が多くて、若者は挑戦しにくいのかな。

高知県で「村総会」設置へというニュースを見たよ。上越は大丈夫？ 前回の選挙では 2 人超過、その前は 9 人超過だから、だいぶ減っているみたい。



どうかな。引退を考えていたけど、後継者が見つからず、やむなく再度出たという話も聞かぬ



そんなに減っているの？ 候補者が少ないと何が問題なの？



後継者ねえ...。議会や政治は堅そうなイメージがあるし、女性には家事や育児もある。忙しくて議員になるなんて、考えられないわ。

私たちは、選挙で投票するとき、できるだけ自分の考えに近い人を選びたいよね。



それに、議会っておじさん達が難しい言葉で言い合いをしているイメージもある。それより、若者同士で楽しく過ごしたいよ。



候補者が少ないと、選択肢が狭まり、意見を政治に届けにくくなる。これは、投票率の低下にも関係しているね。



それから、選挙ってすごくお金がかかりそう。これから子どもにお金がかかるのに、そんな余裕ないわ。夫だって、選挙に出るなんて許してくれないわよ。



なるほど。そういえば女性の声は届きにくいわね。女性議員って何人いるのかしら。

上越市の女性議員は 1 人だよ。



二人の言葉は、若者や女性の「生の声」だね。上越市議会は、検討会を設置して、「議員のなり手不足」の解決策の検討を始めたんだ。興味ある？



女性は少ないんだね。僕たちみたいな若者っているの？



うん、あるある。

何歳まで若者か、意見が分かれるけど、前回選挙で当選した議員は、30 代が 3 人、40 代が 1 人、50 代が 8 人で、残り 20 人が 60 代以上だったよ。



それでは、検討会がまとめた提言書を見ていくことにしよう。



【第1章 市民と議会の距離を縮める】



市民の声を聴くと、「忙しくて政治に関心が向かない」「市議の顔が見えない」など、政治への関心が薄いことが明らかになりました。特に衝撃的だったのは、「議員なんていなくても私たちの暮らしに影響はない」と思っている市民が多数いたことでした。市民生活に深く関わる市の仕事を最終決定する議会の重要な役割が、市民に全く伝わっていませんでした。

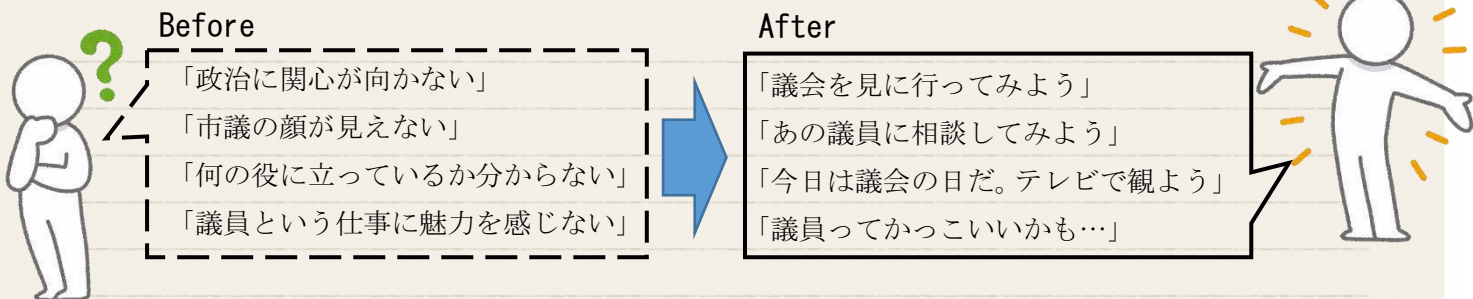
そこで、検討会では、市議会と議員の姿を正しく理解し、その意義を知ってもらうにはどうすべきかを検討し、以下の改革案をまとめました。

議会傍聴の改革・活性化	<ul style="list-style-type: none"> — 審査内容の広報 — 市内各所での議会中継 — 「気軽に傍聴できる」ことの周知
模擬議会、体験学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> — 小中学生・高校生、女性、若者などの「模擬議会」の開催 — 小中学生の議会体験学習のさらなる推進
意見交換会の改革	<ul style="list-style-type: none"> — 地域的、年齢層、性別、学校や職場など小単位の意見交換会 — 地域協議会や学校等と話し合い、テーマを決めて実施 — 視察の結果を市民に伝える視察報告会の実施
広報 PR の充実	<ul style="list-style-type: none"> — 議員の紹介コーナーなど、議会だより「かけはし」の刷新 — 市議会独自のホームページの作成 — 映像媒体を使った広報 — Facebook 議会ページのさらなる充実
土日・夜間・出張議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> — 幅広い市民の傍聴を促す — 土日議会、夜間議会、出張議会の開催
インターン制度、サポーター制度、勉強会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> — 幅広い議会活動を担うインターン制度、市民サポーター制度の導入 — 市政の様々な課題を市民と学習する勉強会の実施
言葉、表現力の改革	<ul style="list-style-type: none"> — 議会用語・行政用語の解説集の作成 — 市民の常識と照らし合わせた議会の慣例通例の洗い出し



議会を「見て、聴いて、知る」ということね。

「顔が見える関係」になることが期待できそうだね。



これらの様々な改革や取組を通して、少しずつ、市民と議会とをつないでいく。

政治が市民生活にいかに深く関わっているか、そのために議会がどう役に立っているかを市民に正しく理解してもらい、議員という仕事のやりがいに共感してもらう。

政治に無関心だった市民が、市議会議員に関心を寄せる！

【第2章 選挙の困難さの解決】



市民からは、「選挙って難しそう、よく分からない」、「どのくらいお金が必要なの?」、「後援会組織もないし…」「選挙に落ちたらどうなるの」という不安の声が寄せられました。検討会では、一般市民には馴染みのない「選挙」について、まずは知ってもらい、さらには少しでもその負担を減らす改善策を考えて、選挙は思ったよりも挑戦しやすいと感じてもらうことが大切だと考えました。検討会のメンバーも初めての選挙のときは、皆さんと同じように不安を抱えながら挑戦してきました。経験者だからこそ、これから挑戦しようとする人の不安を和らげることができると考えたのです。

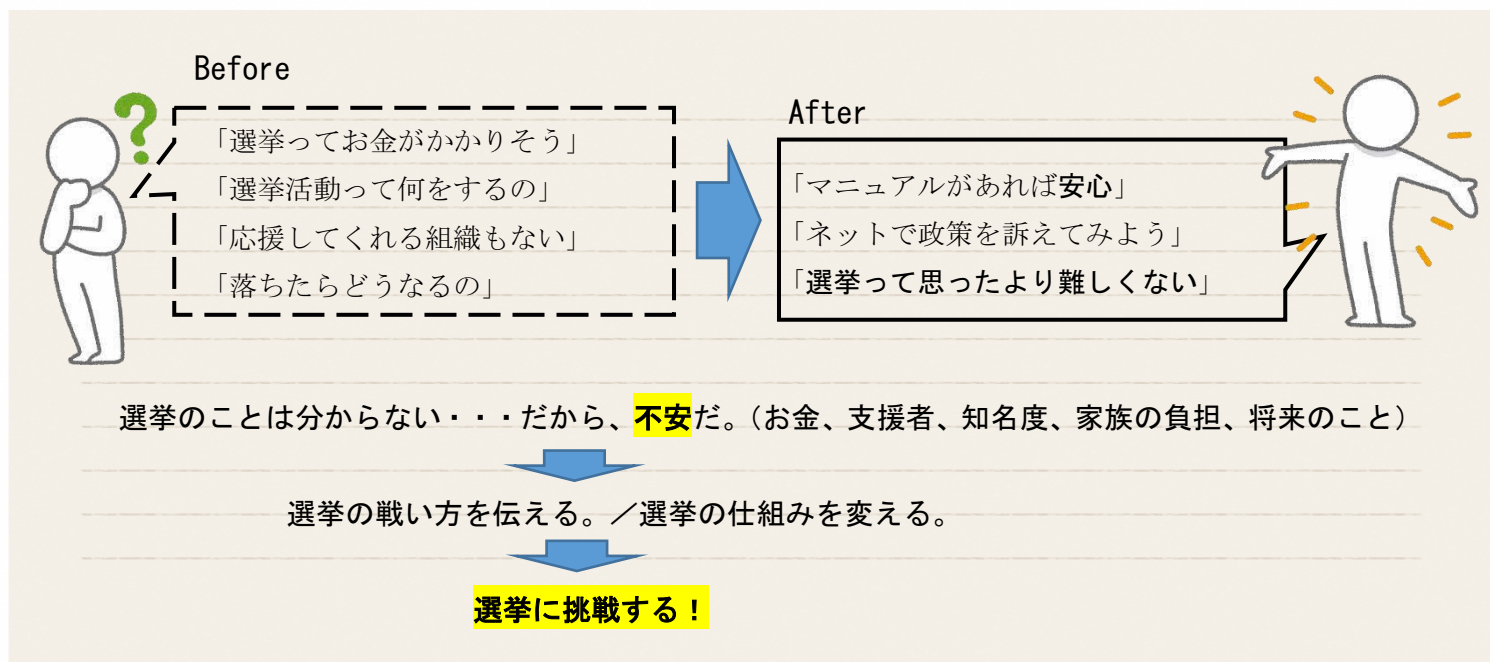
選挙マニュアルの作成	— 「上越市議会版選挙マニュアル」の作成 「選挙にいくらかかるか」など具体的に記述する。
公職選挙法の改善を国に求める	— 禁止条項の適正化、供託金の適正化、クォータ制度など、 国への公職選挙法改正の要望



選挙は未知の世界だけど、マニュアル本に体験談が載っていると身近に感じるね。



お金の不安が解消されれば、選挙に対する印象も随分変わると思うわ。



【第3章 物理的課題の解決】



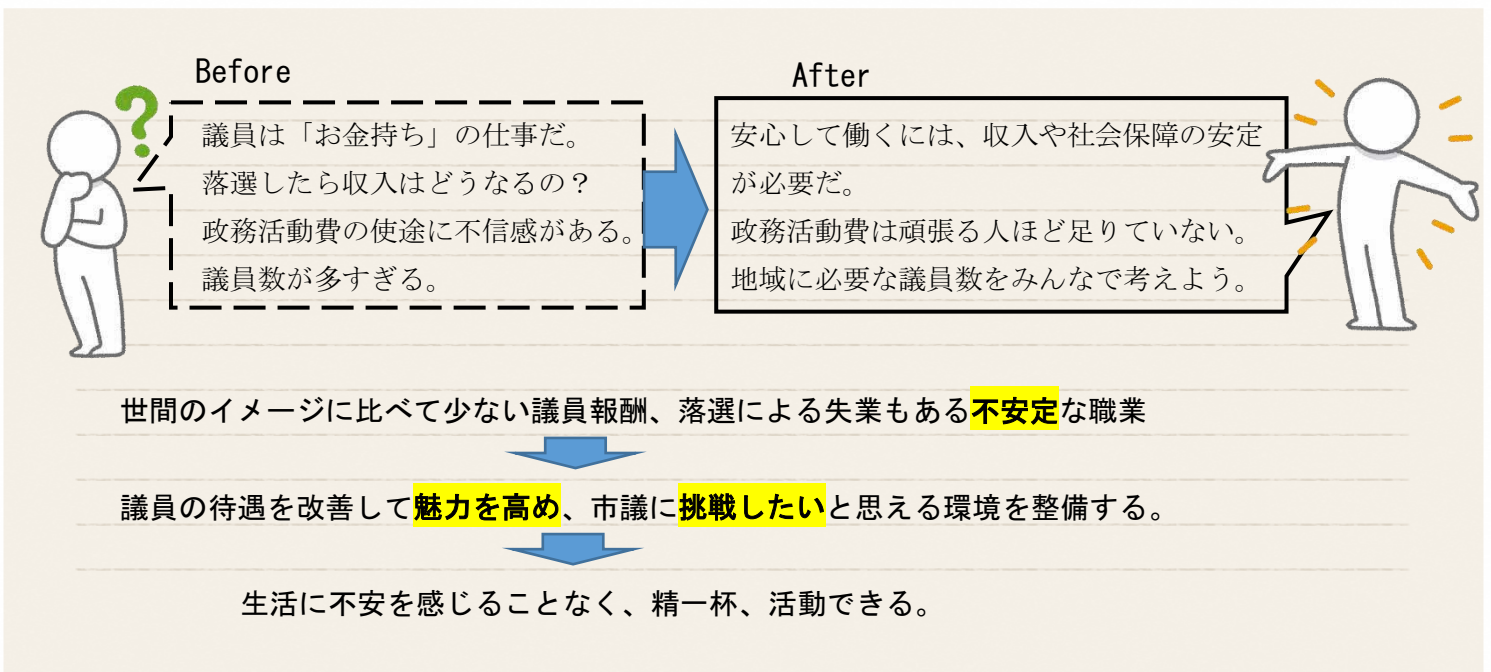
市民からは、収入や社会保障への不安の声もたくさん聞かれました。「選挙」による洗礼は議員の宿命です。落選すれば「ただの人」と言われるように、失業の可能性も高い職業です。その不安定さがあっても、なお、魅力的な仕事でなければ、議員のなり手不足は解消できません。多くの人にとって、仕事で得られる報酬というのは魅力のひとつだし、仕事選びの重要な要素です。今のご時世、議員報酬の適正化(増額)に取り組むのは、市民感情からしても、なかなか難しいことかもしれません。それでも、市民に実態をきちんと伝え、理解してもらうことが大切だと考えました。

議員報酬の適正化	— 上越市議会議員の報酬の適正化 — 課題は、市民理解
社会保障の充実	— 地方議員の厚生年金への加入実現
政務活動費の見直し	— 政務活動費の適当な支給額や支給条件の検討
議員定数の検討	— 現在 32 名である議員定数の議論



失業のおそれもある不安定な仕事のわりに、報酬や年金は少ないのね。意外だわ。

貯金の少ない若者には、報酬は重要だよ。ぜひ、議論してほしいね。



【第4章 取り巻く環境の解決】

選挙に出ようと考えたとき、**周囲の理解**は最も重要な要素のひとつです。家族や親戚、職場は、あなたにとって大切な存在であり、あなたを大切に想ってくれる存在です。だから、あなたは迷惑をかけたくないと考えるし、周囲もあなたに苦勞させたくないと考えるでしょう。また、地元の様々なしがらみや思惑は、立候補の思わぬ障壁になることがあります。検討会では、日頃から地域活動などを通じて**課題解決に向けて行動する人**と、その人物に期待して押し上げていく**周囲の環境**が必要だと考えました。つまり、**本人のやる気と周囲の信頼**が大切だということです。また、議会も主体的に、**人材の発掘や育成**に取り組む必要性を提言しています。



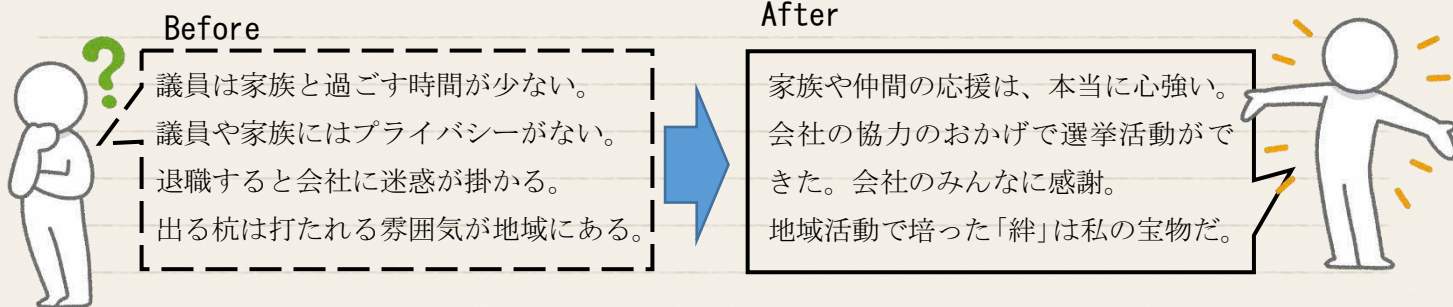
地域環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> — 積極的な社会参加を行い、そのなかで市議会議員を目指す意識を醸成していくことが、環境の整備につながる。 — 「本人の本気度 × (かける) 信頼関係の力 = 実現」
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> — 様々な地域活動を通じた人材を発掘し、育成していく。 — 「インターン制度、サポーター制度、勉強会」等を実施する中で人材を見つける。



普段から、地域活動に参加して周囲との信頼関係を築くことが大切なんだね。



みんなで戦う選挙だからこそ、周囲の支えが必要なのね。



地域活動を通じて、**社会と関わる**機会を増やす。活動を通じて人と人との**信頼関係**を築く。

人材を発掘し、育成する。・・・本人の**市議を目指す意識**の醸成と、周囲の**期待**

周囲の理解と協力が得られた状態 → さあ、**立候補**しよう！

【第5章 女性特有の壁の打破】

男女平等の価値観は社会に浸透しつつありますが、**女性議員は圧倒的に少ないのが現状**です。市民意見においても、「家族の反対がある」「子育てと両立する環境がない」「女性の活躍に対する社会の偏見がある」といった、女性特有の「壁」が指摘されました。



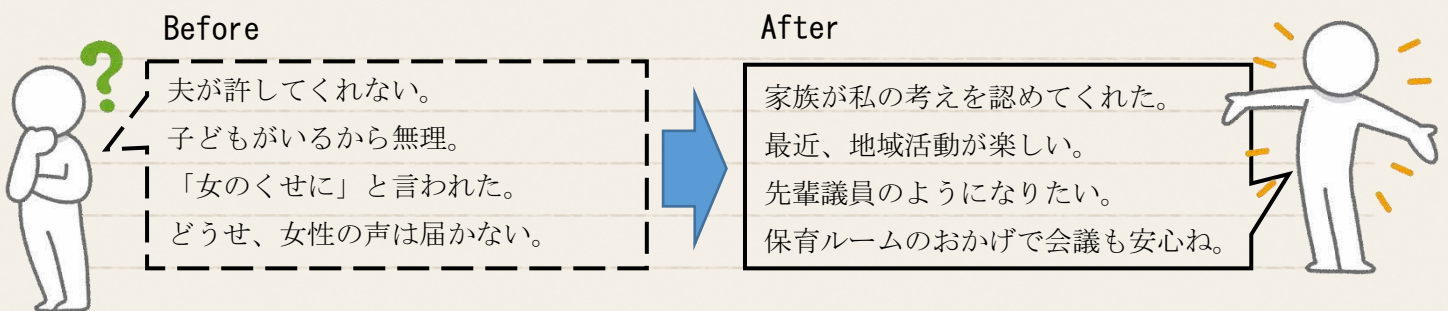
検討会では、これらの女性特有の「壁」を打ち破るためには、まずは女性を取り巻く環境、とりわけ、**意識改革が必要**と考えました。女性の政治参加を認め、それを支える社会の実現が望まれます。また、議会が**女性に優しい存在になること**、具体的には、子育てや介護をしながら議員活動ができるバックアップ体制づくりを提言しています。

意識改革・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> — 女性、男性ともに意識改革が必要 — 家族や地域など女性を取り巻く共同体の意識改革も必要 — 市議会主催の「女性フォーラム」や「女性議員による講演会」などを開催する。
地域活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> — 地域協議会や市民団体、NPO、町内会などに参加する女性たちに市政への関心を抱いてもらう「政治塾」的な育成組織の立ち上げ
バックアップ体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> — 議会自体が「女性に優しい」「女性議員を考慮した」存在になること — 「授乳室」、「保育ルーム」、「親子同伴傍聴席」の整備を検討する。
クォータ制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> — 女性に一定の議席又は候補者を割り当てるクォータ制について、国への働き掛けの是非も含めて検討



女性の声を代弁する女性議員の存在は大きいわ。どんどん増えてほしいわね。

「女性に優しい」体制が整備されれば、女性議員の増加に期待が高まるね。



「女性が政治に関わることは当たり前」だという**意識改革**

女性が**安心**して議員活動ができる体制づくり

女性議員が増加し、今よりもっと、**女性の意見が反映された社会**に！

【おわりに】



提言は、どうだったかな。



どんな取組が選ばれたんだろう。

課題がたくさんあって驚いたよ。でも、改革が進み、議員が変わってくれば、みんなの意識も変わってくるだろうね。



提言書に詳しく書いてあるから、一度、読んでみてほしい。検討の経過がよく分かるよ。



そうよね。まずは、議員がお手本を示してくれなきゃ。



ねえ、今まで気付かなかったけど、上越市議会って、結構頑張ってるんじゃない？

そのとおりだね。議員が憧れの存在にならないと、議員を目指す人は現れないだろうね。



ありがとう。以前から議会の改革に取り組んでいて、全国的に見ても、先進議会のひとつなんだよ。



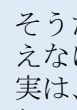
ところで、気になった項目はどこかな。



へー、知らなかったなあ。もっとPRすればいいのに。



僕は、第1章の「距離を縮める」ための取組に期待したいな。市民の代表であるはずの議員の顔が見えないようでは困るよ。



そうだね。市民に我々の活動を伝えなければならないね。実は、この提言をまとめるに当たり、ひとつの指針を掲げたんだ。



私は、第5章の「女性の壁の打破」だね。女性の声もしっかり届けてほしいわ。



それは、議会改革で全国1位の評価を受けること。絶え間ない改革こそが、市民の信頼につながり、多様な人材が議員を目指す原動力になると考えているんだ。



どちらも大切だね。検討会では、広報PRの充実や女性フォーラムの開催など7つの項目を早急に取り組むべきだと提言しているよ。



がんばれ、上越市議会！



市議会議員に立候補します。

上越の未来は、私たちにおまかせください！



2. 行政視察報告について

1. 行政視察の目的・意義の明確化

(1) 視察とは

議員が議案の審査あるいは当該地方公共団体の事務（行政課題）または議会運営等に関して必要な調査を行うために、国及び他の普通地方公共団体、その他関係機関・施設等に赴き、現地の見学、説明の聴取、資料の収集等を行うこと。

(2) 視察の種類

①公務（委員会）としての視察

議会または委員会の議決に基づき、議会活動として行われる委員会視察

②政務活動としての視察

政務活動費を充当し、政務活動として行われる議員個人または会派の調査活動

(3) 行政視察の位置づけ

行政視察を市政に関する課題解決のためのプロセスの 1 つとして位置付け、最終的には政策立案や政策提言につなげることを目標とする。

①市民意見の聴取（議会報告会、地域井戸端会等）

→②課題設定（委員会における所管事務調査、取組む重要テーマ）

→③行政視察（②の課題に沿った参考となる先進地を選ぶ）

→④考察

→⑤政策立案・政策提言

2. 行政視察報告の実施要領

(1) 行政視察報告の目的

各委員会等が行政視察後に視察先で得た知見等について協議・研究し、必要に応じて政策に反映させる議論が必要。また、議会全体でその内容を共有し、執行部はもちろんのこと市民への説明責任を果たす。

(2) 報告対象と報告方法

視察の種類		報告先	報告方法
公務	議会運営委員会	議員・執行部	全員協議会・ホームページ
	常任委員会 特別委員会	市民	ホームページ
政務活動	個人・会派	議員・執行部・市民	ホームページ

※会派・個人の政務活動による視察報告は、会派・個人が判断し議会全体で共有する必要があると判断した場合は、議員・執行部へ全員協議会で報告することも可とする。

(3) 行政視察報告書の様式

行政視察報告書は、議員・執行部への説明やホームページで市民へ分かりやすく公開するために、プレゼンテーション形式または文書形式で作成する。

(4) 課題事項

①行政視察報告書の統一書式の作成（視察後 14 日以内に議長へ提出）

→視察が政策立案や政策提言へのつながりをメインとした書式で極力シンプルに。

【現状における行政視察報告書の内容】

1. 期間 2. 場所及び目的 3. 精算額 4. 派遣委員名
5. 調査の概要
 - ①視察日時、②視察（調査）事項、③視察目的、④視察先の概要、
 - ⑤視察内容（視察先の取組・事業概要）、⑥質疑応答、⑦委員の所管

②プレゼンテーション統一様式の作成、資料作成スキルの平準化

→①の行政視察報告書を活用して、委員会で協議し作成していく

どの程度の内容を盛り込むか？

（日向市の例）

- ・作りは委員会によって異なっているが、概ね下記の内容が掲載
- ・視察日時・場所、視察目的、視察先の概要、
視察内容（視察先の取組・事業概要・課題）、委員の所管

③議員・執行部への報告時期

行政視察実施後（行政視察報告書を議長へ提出した後）の全員協議会において速やかに行う。

→各委員会によって視察次期が異なるため、ばらばらに実施することになる。

4. 予算決算委員会のあり方について

□ 検討事項 2 予算説明資料における事業番号の統一について

◆ ケース 1 当初予算計上し年度途中で 2 回（第 2 号、第 4 号）補正した場合

当初予算説明資料

整理番号	事業区分	前年比較	事業名及び事業概要
3	裁量		●●●●●事業 【事業概要】 ○○○○・・・

補正予算（第 2 号）説明資料

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費	国県支出
9		●●●●●事業 ◆◆◆◆◆・・・ ・○○○○○費 【事業費】 補正前 補正額 補正後	961	

補正予算（第 4 号）説明資料

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費	国県
14		●●●●●事業 ◆◆◆◆◆・・・ ・○○○○○費 【事業費】 補正前 補正額 補正後	961	

主要施策等実績報告書

事業名	●●●●●事業						NO. ●
担当課	●●●●●課						
科目等	事業区分	前年比較	会計	款	項	目	
	裁量	継続	** 一般会計	** ●●●	** ●●●	** ●●●	
予算額 (説明資料番号)	繰越明許費	当初	第1号	第2号	第3号	第4号	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	第5号	第6号	第7号	第8号			
	千円	千円	千円	千円			
執行状況	現計予算	流用等額	予算現額	翌年度繰越額	決算額	執行率	
	千円	千円	千円	千円	千円	%	
	*****		*****		*****	*****	

◆ケース 2 当初予算には未計上で年度途中で補正した場合

補正予算（第2号）説明資料

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費
9	新規	●●●●●事業 ◆◆◆◆◆ ・○○○○○費 ****千円	9
		【事業費】	
		補正前	補正額
		****	****
		補正後	****

補正予算（第4号）説明資料

番号	新規区分	事業名及び事業概要	事業費
14		●●●●●事業 ◆◆◆◆◆ ・○○○○○費 ****千円	961
		【事業費】	
		補正前	補正額
		****	****
		補正後	****

主要施策等実績報告書

事業名	●●●●●事業						NO. ●
担当課	●●●●●課						
科目等	事業区分	前年比較	会計	款	項	目	
	裁量	新規	** 一般会計	** ●●●	** ●●●	** ●●●	
予算額 (説明資料番号)	繰越明許費	当初	第1号	第2号	第3号	第4号	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	第5号	第6号	第7号	第8号		(14)	
執行状況	現計予算	流用等額	予算現額	翌年度繰越額	決算額	執行率	
	千円	千円	千円	千円	千円	%	
	*****		*****		*****	*****	

□検討事項 1 決算審査後の附帯意見作成の流れについて

【提案の背景】

- 決算認定で、対象が数百件に及ぶ事業に附帯意見をつけず「認定」とする議員が相当数存在する現状の改善
- 審査後に各議員が意見を記載し、後日正副委員長が作成、全委員で協議という現在の流れでは議員の理解が深まらない。改善のため、少人数で意見の出やすい状況をつくるために、常任委員会単位での意見集約を加え、その後全委員で作成する。

【現在の附帯意見作成の流れ】

- ①委員会審査→ ②採決→ ③全委員（23人）へ記載票配付後提出→
- ④委員から提出された意見をもとに正副委員長で原案作成→
- ⑤後日、予算決算委員会を開催し、附帯意見の協議・調整・決定
（正副委員長案について、委員に意見を求め、修正等を行い決定する）

【議会運営委員会で提案された案】

案 1 常任委員会単位又は会派単位で意見を集約

- ①委員会審査→ ②採決→ ③常任委員会又は会派で附帯意見案を作成→
- ④予算決算委員会で各委員会又は各会派からの附帯意見（案）を報告→
- ⑤報告をもとに予算決算委員会で全委員による附帯意見の協議・完成

案 2 自由討議を行う

- ①委員会審査→ ②採決→ ③採決後、全委員（23人）で自由討議→
- ④正副委員長で原案作成→
- ⑤後日、予算決算委員会を開催し、附帯意見の協議・調整・決定

案 3 附帯意見をつけるかどうか自由討議を行い決定する。つける場合、常任委員会又は会派単位で意見を集約し、予算決算委員会で附帯意見案を報告する。その附帯意見案について自由討議を経て予算決算委員会としての附帯意見をまとめあげる

- ①委員会審査→ ②採決→ ③附帯意見をつけるかどうか自由討議を行う→
- ④つけることが決定した場合、常任委員会又は会派単位で附帯意見案を作成→
- ⑤予算決算委員会において、常任委員会又は各会派からの附帯意見案を報告→
- ⑥報告をもとに予算決算委員会で全委員による自由討議を行い、附帯意見の調整・決定